

ごみに関するお知らせ

刈り草・葉の排出に旧指定袋を使用できるようになります。

刈草・葉につきましては、排出抑制による減量化ができないことから、無料収集しておりますが、家庭ごみ旧指定袋を使って排出されますと、ごみステーションに新旧の指定袋が混在する形となり、旧指定袋に入れてごみを出す不適正排出を誘導する懸念があることから、旧指定袋以外の透明な袋で排出いただくようお願いしております。

不要となった旧指定袋は、新指定袋と交換していただくか、布類(資源物)の排出に使用していただくこととしておりましたが、新旧指定袋の交換を9月末をもって終了するにあたり、保有数が10枚に満たなかったり、やむを得ない事情で交換することができなかった一部の方が、未だ旧指定袋を保有している場合を考慮し、旧指定袋を有効利用していただくため、平成26年12月1日※から、刈り草・葉は、旧指定袋に入れて排出いただけるよう、変更いたします。

《変更前》

透明袋(旧指定袋を除く)に入れて排出

《変更後》

旧指定袋を含む透明袋に入れて排出

※12月1日以後の各地域の可燃ごみの日は、「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」などでご確認ください。

※11月30日までは旧指定袋で排出いただけませんので、ご注意ください。

引き続き、布類(資源物)の排出に旧指定袋を使用できます。

布類(資源物)は、引き続き、旧指定袋を含む透明袋に入れて排出いただけます。

※・新指定袋で排出されますと、収集担当者が袋の中身を確認しづらいため、新指定袋以外の透明袋での排出にご協力をお願いします。

・可燃ごみとして布類を排出する場合には、旧指定袋はご使用いただけませんので、ご注意ください。

お問い合わせ

市役所コールセンター TEL043-245-4894
収集業務課 TEL043-245-5246